

令和 7 年 6 月 6 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第 38 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議第 39 号	専決処分の承認を求めることについて……………	10
議第 40 号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	15
議第 41 号	令和 7 年度草津市一般会計補正予算（第 1 号）	
議第 42 号	草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案……………	17
議第 43 号	草津市職員の育児休業等に関する条例および草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案……………	34
議第 44 号	草津市税条例の一部を改正する条例案……………	41
議第 45 号	草津市立社会体育施設条例等の一部を改正する条例案……………	49
議第 46 号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	63
議第 47 号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	65

議第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第1号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 1 号

草津市税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第81条の8 《現行どおり》 （種別割の税率） 第82条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 イ 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ハおよびホに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ハに掲げるものを除く。</u>）または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ハ</u> 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ニ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ハに掲げるものを除く。</u>）または定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>ホ</u> 《現行どおり》 (2)～(3) 《現行どおり》 第83条～第88条 《現行どおり》 （種別割の減免） 第89条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 原動機の総排気量または定格出力（<u>第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力</u>） (6)～(8) 《現行どおり》 3 《現行どおり》 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 《現行どおり》 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定	第1条～第81条の8 《省略》 （種別割の税率） 第82条 《省略》 (1) 《省略》 イ 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ニに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 《改正後に新設》 <u>ハ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>ニ</u> 《省略》 (2)～(3) 《省略》 第83条～第88条 《省略》 （種別割の減免） 第89条 《省略》 2 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 原動機の総排気量または定格出力 (6)～(8) 《省略》 3 《省略》 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 《省略》 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定

改正後	改正前
により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者もしくは身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)<u>またはこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)</u>が記録された<u>免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)</u>を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) <u>運転免許証または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)</u>の番号、運転免許の年月日、<u>運転免許証または免許情報記録の有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 《現行どおり》 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4～5 《現行どおり》 第91条～第155条 《現行どおり》 付 則 第1条～第7条 《現行どおり》 (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))および道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者または身体障害者等と生計を一にする者もしくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)</u>を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(4) 《省略》 (5) <u>運転免許証の番号、交付年月日および有効期限ならびに運転免許の種類および条件が付されている場合にはその条件</u> (6) 《省略》 《改正後に新設》 3～4 《省略》 第91条～第155条 《省略》 付 則 第1条～第7条 《省略》 (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

改正後	改正前
第7条の2 《現行どおり》 2～22 《現行どおり》 23 固定資産税に係る<u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 固定資産税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 固定資産税に係る<u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 《現行どおり》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《現行どおり》 2～13 《現行どおり》 <u>14</u> 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から<u>法附則第15条の9の3第2項</u>に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが<u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。 <u>15～16</u> 《現行どおり》 第8条～第14条の3 《現行どおり》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る<u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 第14条の5 都市計画税に係る<u>法附則第1</u>	第7条の2 《省略》 2～22 《省略》 23 固定資産税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 固定資産税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 固定資産税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27～28 《省略》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《省略》 2～13 《省略》 《改正後に新設》 <u>14～15</u> 《省略》 第8条～第14条の3 《省略》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) 第14条の5 都市計画税に係る<u>法附則第1</u>

改正後	改正前
<u>5条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (都市計画税に係る法<u>附則第15条第41項</u>の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第15条～第17条の2 《現行どおり》 (読替規定) 第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項もしくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。 第19条～第29条 《現行どおり》	<u>5条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (都市計画税に係る法<u>附則第15条第42項</u>の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第15条～第17条の2 《省略》 (読替規定) 第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項もしくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。 第19条～第29条 《省略》

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税につ

いて適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専第２号で専決処分したから、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 2 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （課税額） 第2条 《現行どおり》 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 《現行どおり》 第3条～第16条 《現行どおり》 （国民健康保険税の減額） 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合は、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合は、<u>26万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《現行どおり》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の	第1条 《省略》 （課税額） 第2条 《省略》 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 《省略》 第3条～第16条 《省略》 （国民健康保険税の減額） 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合は、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合は、<u>24万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《省略》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の

改正後	改正前
数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 第17条の2～第22条 《現行どおり》	数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 《省略》 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 《省略》 2～3 《省略》 第17条の2～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第40号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（校務用端末）
取得価格	148,495,490円
取得の相手方	草津市大路一丁目15番5号 株式会社大塚商会滋賀営業所 所長 松本寛一郎

議第42号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の

一部を改正する条例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成２７年草津市条例第３８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 1 条～第 6 条　《現行どおり》 別表第 1　（第 4 条第 1 項関係）			第 1 条～第 6 条　《省略》 別表第 1　（第 4 条第 1 項関係）		
機関	事務		機関	事務	
市長	《現行どおり》		市長	《省略》	
	《改正前を削る》			<u>草津市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成 2 2 年草津市告示第 1 5 3 号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
	《現行どおり》			《省略》	
	<u>草津市障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和 5 8 年草津市告示第 1 1 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>			<u>草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和 5 8 年草津市告示第 1 1 号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
	《現行どおり》			《省略》	
	<u>住登外者宛名番号管理機能（本市の住民基本台帳に記録される住民とは別に管理する必要がある個人（以下「住登外者」という。）について、当該住登外者を特定するための番号を付番し、および管理する機能をいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》	
教育委員会	《現行どおり》		教育委員会	《省略》	
	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》	
別表第 2　（第 4 条第 2 項関係）			別表第 2　（第 4 条第 2 項関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
市長	地方税法（昭和 2 5	生活保護法(昭和	市長	地方税法（昭和 2 5	生活保護法(昭和

改正後		改正前	
年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	25年法律第144号)による保護の実施または就労自立給付金もしくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 《現行どおり》 <u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報</u> (以下「 <u>住登外者宛名情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの	年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	25年法律第144号)による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 《省略》 《改正後に新設》
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付もしくは子育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付もしくは子育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例による利用者負担額の減免に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例による利用者負担額の減免に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
草津市産後ケア事	《現行どおり》	草津市産後ケア事	《省略》

改正後			改正前		
	業実施要綱による産後ケア事業の利用に要する費用の減免に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		業実施要綱による産後ケア事業の利用に要する費用の減免に関する事務であって規則で定めるもの	《改正後に新設》
	《改正前を削る》	《改正前を削る》		<u>草津市特定不妊治療費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務</u> <u>であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>
	草津市不育症治療費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		草津市不育症治療費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市予防接種実施要綱による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		草津市予防接種実施要綱による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市健康診査受診料徴収規則による受診料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		草津市健康診査受診料徴収規則による受診料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定</u>		草津市医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規	《省略》 《改正後に新設》

改正後		改正前	
則で定めるもの	<u>めるもの</u>	則で定めるもの	
草津市老人福祉医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市老人福祉医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市在宅高齢者住宅改造費補助金交付要綱による住宅を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市在宅高齢者住宅改造費補助金交付要綱による住宅を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱による紙おむつ等の給付を受けるための登録に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱による紙おむつ等の給付を受けるための登録に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱による理髪サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱による理髪サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市高齢者ふとんクリーンサービス	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報</u>	草津市高齢者ふとんクリーンサービス	≪省略≫ ≪改正後に新設≫

改正後		改正前	
ス事業実施要綱によるふとんクリーンサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>であって規則で定めるもの</u>	ス事業実施要綱によるふとんクリーンサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
草津市重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱による自動車燃料費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱による自動車燃料費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱による用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱による用具の給付等に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
身体障害者福祉法	≪現行どおり≫	身体障害者福祉法	≪省略≫

改正後			改正前		
	(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《改正後に新設》
	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市在宅重度障害者等住宅改造費補助金交付要綱による住宅を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		草津市在宅重度障害者等住宅改造費補助金交付要綱による住宅を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱による自動車を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定めるもの</u>		草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱による自動車を改造する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
	草津市視覚障害者点字新聞購読助成金交付事業実施要	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報</u> <u>であって規則で定</u>		草津市視覚障害者点字新聞購読助成金交付事業実施要	《省略》 《改正後に新設》

改正後		改正前	
綱による点字新聞の購読料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>めるもの</u>	綱による点字新聞の購読料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
草津市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱による支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱による支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
草津市重度障害児（者）訪問看護利用助成事業実施要綱による訪問看護に関する必要経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市重度障害児（者）訪問看護利用助成事業実施要綱による訪問看護に関する必要経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
草津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱による補聴器の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱による補聴器の購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事	《省略》 《改正後に新設》

改正後		改正前	
務であって規則で定めるもの		務であって規則で定めるもの	
住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
草津市営住宅条例に規定する改良住宅（小集落地区改良事業制度要綱に基づく改良住宅に限る。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	≪現行どおり≫ <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	草津市営住宅条例に規定する改良住宅（小集落地区改良事業制度要綱に基づく改良住宅に限る。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	≪省略≫ ≪改正後に新設≫
<u>特定個人番号利用事務（この表の中欄に掲げるものを除く。）</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫
<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>特定個人番号利用事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付もしくは子</u>	≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫

改正後			改正前		
		<u>育てのための施設等利用給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例による利用者負担額の減免に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市産後ケア事業実施要綱による産後ケア事業の利用に要する費用の減免に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市不育症治療費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市予防接種実施要綱による費用の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市健康診査受</u>			《改正後に新設》

改正後			改正前		
		<u>診療徴収規則による受診料の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱による用具の給付に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市老人福祉医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務に係る関係情報であ</u>			《改正後に新設》

改正後			改正前		
		<u>るもの</u>			
		<u>草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱による用具の給付等に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>知的障害者福祉法による障害福祉サ</u>			《改正後に新設》

改正後			改正前		
		<u>ービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市在宅重度障害者等住宅改造費補助金交付要綱による住宅を改造する経費の補助に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱による自動車を改造する経費の補助に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市視覚障害者点字新聞購読助成金交付事業実施要綱による点字新聞の購読料の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》
		<u>草津市24時間対応型利用制度支援事業実施要綱による支援事業の実施</u>			《改正後に新設》

改正後			改正前		
		<u>に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市重度障害児(者)訪問看護利用助成事業実施要綱による訪問看護に関する必要経費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱による補聴器の購入費等の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住宅地区改良法による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定</u>			 ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫

改正後			改正前		
		<u>もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市営住宅条例に規定する改良住宅(小集落地区改良事業制度要綱に基づく改良住宅に限る。)の管理に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			 ≪改正後に新設≫
教育委員会	<u>草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫
	<u>草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫
	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>		≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫
		<u>草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨</u>			≪改正後に新設≫

改正後				改正前			
		<u>励費の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>					
別表第3（第5条第1項関係）				別表第3（第5条第1項関係）			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
教育委員会	草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの	市長	《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの	市長	《省略》 《改正後に新設》
	草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		《現行どおり》 <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		《省略》 《改正後に新設》
	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの</u>		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		《改正後に新設》		《改正後に新設》

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号

草津市職員の育児休業等に関する条例および草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の育児休業等に関する条例および草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第20条 《現行どおり》 (部分休業をすることができない職員) 第21条 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。<u>次条において同じ。</u> (第1号部分休業の承認) 第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項第8号の特別休暇に限る。)または勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当	第1条～第20条 《省略》 (部分休業をすることができない職員) 第21条 《省略》 (1) 《省略》 (2) 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。) (部分休業の承認) 第22条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項第8号の特別休暇に限る。)または勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別

改正後	改正前
該特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定	休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第23条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、草津市職員の給与に関する条例第26条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第30号）第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、草津市職員の給与に関する条例第25条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> 第25条～第27条 《現行どおり》	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、草津市職員の給与に関する条例第26条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年草津市条例第30号）第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、草津市職員の給与に関する条例第25条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> 第24条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第25条～第27条 《省略》

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の4第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態	第1条～第14条 《省略》 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第15条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態

改正後	改正前
ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 《現行どおり》 第15条の2 《現行どおり》 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第15条の3 任命権者は、草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）第25条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 草津市職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生	ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 《省略》 第15条の2 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 《現行どおり》 第15条の5～第15条の6 《現行どおり》 第16条～第19条 《現行どおり》	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 《省略》 第15条の4～第15条の5 《省略》 第16条～第19条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、改正後の草津市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育休条例」という。）の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新育休条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新勤務時間条例第15

条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第44号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第17条 《現行どおり》 （公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を草津市公告式条例（昭和29年草津市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、または公示事項を草津市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u> 第18条の2 《現行どおり》 （納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。 第18条の4～第34条 《現行どおり》 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額または特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定	第1条～第17条 《省略》 （公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、草津市公告式条例（昭和29年草津市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行なうものとする。</u> 第18条の2 《省略》 （納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車または2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。 第18条の4～第34条 《省略》 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>または扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項および第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職

改正後	改正前
した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。 第34条の3～第36条 《現行どおり》 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。))</u>(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の8第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外	所得金額または山林所得金額から控除する。 第34条の3～第36条 《省略》 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))<u>もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除</u>、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の8第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))および第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。))および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

改正後	改正前
外の所得を有しなかつた者」という。)および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～10 《現行どおり》 第36条の3 《現行どおり》 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 扶養親族<u>または特定親族</u>の氏名 (4) 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) <u>もしくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 扶養親族<u>または特定親族</u>の氏名	2～10 《省略》 第36条の3 《省略》 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 扶養親族の氏名 (4) 《省略》 2～6 《省略》 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 《省略》 (3) 扶養親族の氏名

改正後	改正前
(4) 《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 第36条の4～第155条 《現行どおり》 付 則 第1条～第13条の2 《現行どおり》 (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) <u>第13条の2の2</u> 令和8年4月1日以後に 第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻きたばこ(第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。)の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則付則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則付則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻きたばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻きたばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこ20本に換算する方法	(4) 《省略》 2～5 《省略》 第36条の4～第155条 《省略》 付 則 第1条～第13条の2 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの 第13条の3～第29条 《現行どおり》	第13条の3～第29条 《省略》

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる規定に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項の改正規定ならびに付則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 付則第13条の2の次に1条を加える改正規定および付則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条および第18条の3の改正規定ならびに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2および第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号および第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項および第3項の規定による申告について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の草津市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、草津市税条例第92条の2第1項の売渡

しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例付則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 草津市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻きたばこ(新条例付則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第13条の2の2の規定により換算した紙巻きたばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第 4 5 号

草津市立社会体育施設条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市立社会体育施設条例等の一部を改正する条例

(草津市立社会体育施設条例の一部改正)

第1条 草津市立社会体育施設条例（昭和56年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第13条 《現行どおり》 別表第1 《現行どおり》 別表第2（第8条第1項、第10条第2項関係） (別添1-1のとおり)	第1条～第13条 《省略》 別表第1 《省略》 別表第2（第8条第1項、第10条第2項関係） (別添1-2のとおり)

(草津市都市公園条例の一部改正)

第2条 草津市都市公園条例（昭和63年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第30条 《現行どおり》 別表第1 《現行どおり》 別表第2（第13条第2項、第15条第2項関係） (別添2-1のとおり)	第1条～第30条 《省略》 別表第1 《省略》 別表第2（第13条第2項、第15条第2項関係） (別添2-2のとおり)

(草津市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 草津市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年草津市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。

(二重下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
草津市都市公園条例（昭和63年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。 (下線部分は改正部分)	草津市都市公園条例（昭和63年草津市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。 (下線部分は改正部分)												
<table> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> <tr> <td>第1条～第14条 《現行どおり》 (利用料金)</td><td>第1条～第14条 《省略》 (利用料金)</td></tr> <tr> <td>第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ</td><td>第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ</td></tr> </table>	改正後	改正前	第1条～第14条 《現行どおり》 (利用料金)	第1条～第14条 《省略》 (利用料金)	第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ	第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ	<table> <tr> <th>改正後</th><th>改正前</th></tr> <tr> <td>第1条～第14条 《現行どおり》 (利用料金)</td><td>第1条～第14条 《省略》 (利用料金)</td></tr> <tr> <td>第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ</td><td>第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ</td></tr> </table>	改正後	改正前	第1条～第14条 《現行どおり》 (利用料金)	第1条～第14条 《省略》 (利用料金)	第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ	第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ
改正後	改正前												
第1条～第14条 《現行どおり》 (利用料金)	第1条～第14条 《省略》 (利用料金)												
第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ	第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ												
改正後	改正前												
第1条～第14条 《現行どおり》 (利用料金)	第1条～第14条 《省略》 (利用料金)												
第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ	第15条 第2条 の規定により市長が指定管理者に有料公園施設の管理を行わせ												

改正後		改正前	
る場合は、第13条第2項および第5項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間4）、草津川跡地公園（区間5）および野村公園内の有料公園施設を使用する者に、付属設備の利用にあつては、弾正公園、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間4）、草津川跡地公園（区間5）および野村公園の付属設備を利用する者に限る。</u>）は、指定管理者に有料公園施設および付属設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2～6 《現行どおり》 第16条～第30条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	る場合は、第13条第2項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2～6 《省略》 第16条～第30条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》	る場合は、第13条第2項および第5項の規定にかかわらず、利用者（<u>施設の利用にあつては、弾正公園、水生植物公園みずの森および草津川跡地公園（区間4）内の有料公園施設を使用する者に、付属設備の利用にあつては、草津川跡地公園（区間4）内の有料公園施設を使用する者に限る。</u>）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2～6 《現行どおり》 第16条～第30条 《現行どおり》 別表第1～別表第2 《現行どおり》	る場合は、第13条第2項の規定にかかわらず、利用者（弾正公園および水生植物公園みずの森内の有料公園施設を使用する者に限る。）は、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2～6 《省略》 第16条～第30条 《省略》 別表第1～別表第2 《省略》
付 則 《現行どおり》		付 則 《省略》	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の草津市立社会体育施設条例および草津市都市公園条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の草津市立社会体育施設条例の草津市立総合体育館、草津市立野村運動公園、草津市立ふれあい運動場、草津市立ふれあい体育館、草津市立武道館および草津市立三ツ池運動公園ならびに草津市都市公園条例の弾正公園、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）および野村公園内の有料公園施設の使用に係る申請およびこれに対する許可の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

改正後

別添 1 - 1

別表第 2 (第 8 条第 1 項、第 1 0 条第 2 項関係)

(1) 施設使用料

区分				午前	午後	夜間	備考
				9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで(草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)	
草津市立総合体育館	専用使用	アリーナ	平日	9,000円または2,300円／時間	9,000円または2,300円／時間	13,300円または3,000円／時間	《現行どおり》
			土曜日・日曜日・祝日	13,600円または3,400円／時間	13,600円または3,400円／時間	19,900円または4,500円／時間	
	柔剣道場(道場別)	平日	《現行どおり》	《現行どおり》	1,900円または500円／時間		
		土曜日・日曜日・祝日	2,000円または500円／時間	2,000円または500円／時間	2,900円または700円／時間		
	《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		
	会議室2		2,300円	2,300円	3,400円		
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》				
草津市立野村運動場	専用使用	グラウンド(1面につき)	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
			土曜日・日曜日・祝日	2,000円または500円／時間	2,000円または500円／時間		《現行どおり》
		《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	

改正前

別添 1 - 2

別表第 2 (第 8 条第 1 項、第 1 0 条第 2 項関係)

(1) 施設使用料

区分				午前	午後	夜間	備考
				9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで(草津市立三ツ池運動公園を除く。草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)	
草津市立総合体育館	専用使用	アリーナ	平日	8,800円または2,200円/時間	8,800円または2,200円/時間	12,900円または2,900円/時間	《省略》
		土曜日・日曜日・祝日		13,200円または3,300円/時間	13,200円または3,300円/時間	19,400円または4,400円/時間	
	専用使用	柔剣道場(道場別)	平日	《省略》	《省略》	1,800円または400円/時間	
			土曜日・日曜日・祝日	1,900円または500円/時間	1,900円または500円/時間	2,800円または700円/時間	
		《省略》		《省略》	《省略》	《省略》	
		会議室 2		2,200円	2,200円	3,300円	
	《省略》	《省略》		《省略》			
草津市立野村運動場	専用使用	グラウンド(1面につき)	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
			土曜日・日曜日・祝日	1,900円または500円/時間	1,900円または500円/時間	《省略》	
		《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	

改正後

公園							
草津市立ふれあい運動場	専用使用	グラウンド	《現行どおり》 土曜日・日曜日・祝日	《現行どおり》 《現行どおり》	《現行どおり》 《現行どおり》	《現行どおり》 <u>1,900円</u> または500円／時間	
草津市立ふれあい体育館	専用使用	アリーナ	平日 土曜日・日曜日・祝日	<u>2,000円</u> または500円／時間 <u>3,000円</u> または800円／時間	<u>2,000円</u> または500円／時間 <u>3,000円</u> または800円／時間	<u>2,800円</u> または <u>700円</u> ／時間 <u>4,400円</u> または1,000円／時間	《現行どおり》
		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》			
草津市立武道館	専用使用	武道場（トレーニング室を含む。）	平日 土曜日・日曜日・祝日	<u>6,500円</u> または <u>1,700円</u> ／時間 <u>9,800円</u> または <u>2,500円</u> ／時間	<u>6,500円</u> または <u>1,700円</u> ／時間 <u>9,800円</u> または <u>2,500円</u> ／時間	<u>9,500円</u> または <u>2,200円</u> ／時間 <u>14,200円</u> または <u>3,200円</u> ／時間	《現行どおり》
		武道場（トレーニング室を含まない。）	平日 土曜日・日曜日・祝日	<u>4,300円</u> または <u>1,100円</u> ／時間 <u>6,500円</u> または <u>1,700円</u> ／時間	<u>4,300円</u> または <u>1,100円</u> ／時間 <u>6,500円</u> または <u>1,700円</u> ／時間	<u>6,300円</u> または1,400円／時間 <u>9,500円</u> または <u>2,200円</u> ／時間	
		トレーニング室	平日 土曜日・日曜日・祝日	<u>2,200円</u> または600円／時間 <u>3,300円</u> または900円／時間	<u>2,200円</u> または600円／時間 <u>3,300円</u> または900円／時間	<u>3,200円</u> または <u>800円</u> ／時間 <u>4,800円</u> または1,100円／時間	
		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

改正前

公園							
草津市立ふれあい運動場	専用使用	グラウンド	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	
			土曜日・日曜日・祝日	《省略》	《省略》	1,800円または500円／時間	
草津市立ふれあい体育館	専用使用	アリーナ	平日	1,900円または500円／時間	1,900円または500円／時間	2,700円または600円／時間	《省略》
			土曜日・日曜日・祝日	2,900円または800円／時間	2,900円または800円／時間	4,300円または1,000円／時間	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	
草津市立武道館	専用使用	武道場（トレーニング室を含む。）	平日	6,300円または1,600円／時間	6,300円または1,600円／時間	9,200円または2,100円／時間	《省略》
			土曜日・日曜日・祝日	9,500円または2,400円／時間	9,500円または2,400円／時間	13,800円または3,100円／時間	
		武道場（トレーニング室を含まない。）	平日	4,200円または1,100円／時間	4,200円または1,100円／時間	6,100円または1,400円／時間	
			土曜日・日曜日・祝日	6,300円または1,600円／時間	6,300円または1,600円／時間	9,200円または2,100円／時間	
		トレーニング室	平日	2,100円または600円／時間	2,100円または600円／時間	3,100円または700円／時間	
			土曜日・日曜日・祝日	3,200円または800円／時間	3,200円または800円／時間	4,700円または1,100円／時間	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

改正後

	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		
草津市立三ツ池運動公園	専用使用	グラウンド（１面につき）	平日 土曜日・日曜日・祝日	<u>3,700円</u> または <u>1,000円</u> ／時間 <u>5,600円</u> または <u>1,400円</u> ／時間	<u>3,700円</u> または <u>1,000円</u> ／時間 <u>5,600円</u> または <u>1,400円</u> ／時間
					《現行どおり》

備考 《現行どおり》

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

区分			午前	午後	夜間
			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)
冷暖房使用料	草津市立武道館	武道場（トレーニング室を含む。）	<u>5,500円</u> または <u>700円</u> ／30分	<u>5,500円</u> または <u>700円</u> ／30分	<u>6,200円</u> または <u>700円</u> ／30分
		武道場（トレーニング室を含まない。）	<u>3,600円</u> または <u>500円</u> ／30分	<u>3,600円</u> または <u>500円</u> ／30分	<u>4,000円</u> または <u>500円</u> ／30分
		トレーニング室	<u>1,900円</u> または <u>300円</u> ／30分	<u>1,900円</u> または <u>300円</u> ／30分	<u>2,200円</u> または <u>300円</u> ／30分
		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
電灯使用料	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		
	草津市立野村運動公園	グラウンド	全点灯30分につき <u>400円</u>		
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		

備考 《現行どおり》

改正前

	《省略》	《省略》	《省略》			
草津市立三ツ池運動公園	専用使用	グラウンド（１面につき）	平日	<u>3,600円</u> または <u>900円／時間</u>	<u>3,600円</u> または <u>900円／時間</u>	《省略》
			土曜日・日曜日・祝日	<u>5,400円</u> または <u>1,400円／時間</u>	<u>5,400円</u> または <u>1,400円／時間</u>	

備考 《省略》

(2) 冷暖房使用料および電灯使用料

区分			午前	午後	夜間
			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで (草津市立ふれあい運動場および草津市立野村運動公園グラウンドについては17時から21時まで)
冷暖房使用料	草津市立武道館	武道場（トレーニング室を含む。）	<u>4,400円</u> または <u>600円／30分</u>	<u>4,400円</u> または <u>600円／30分</u>	<u>5,000円</u> または <u>600円／30分</u>
		武道場（トレーニング室を含まない。）	<u>2,900円</u> または <u>400円／30分</u>	<u>2,900円</u> または <u>400円／30分</u>	<u>3,300円</u> または <u>400円／30分</u>
		トレーニング室	<u>1,500円</u> または <u>200円／30分</u>	<u>1,500円</u> または <u>200円／30分</u>	<u>1,700円</u> または <u>200円／30分</u>
		《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
		《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
電灯使用料	《省略》	《省略》	《省略》		
	草津市立野村運動公園	グラウンド	全点灯30分につき <u>300円</u>		
		《省略》	《省略》		
	《省略》	《省略》	《省略》		

備考 《省略》

改正後

別添 2-1

別表第 2 (第 13 条第 2 項、第 15 条第 2 項関係)

(1)～(2) 《現行どおり》

(3) テニスコート

区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日および祝日
午前 7 時から午前 9 時まで	<u>300 円</u>	《現行どおり》
午前 9 時から午後 5 時まで	《現行どおり》	<u>800 円</u>
午後 5 時から午後 9 時まで	<u>800 円</u>	<u>1,200 円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	
《現行どおり》		

(4) 草津グリーンスタジアム

区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日および祝日
午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	<u>7,200 円</u> または <u>2,100 円</u> ／時間	<u>10,800 円</u> または <u>3,100 円</u> ／時間
午後 1 時から午後 5 時まで	<u>8,200 円</u> または <u>2,100 円</u> ／時間	<u>12,300 円</u> または <u>3,100 円</u> ／時間
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	
《現行どおり》		

(5)～(10) 《現行どおり》

(11) くさつシティアリーナ

ア 施設使用料

区分			午前	午後	夜間	備考
			9 時から 13 時まで	13 時から 17 時まで	17 時から 21 時 30 分まで	
専用使用	メインアリーナ	平日	<u>9,400 円</u>	<u>9,400 円</u>	<u>13,700 円</u>	《現行どおり》
			または <u>2,400 円</u> ／時間	または <u>2,400 円</u> ／時間	または <u>3,100 円</u> ／時間	
		土曜日・日曜日・祝日	<u>14,100 円</u>	<u>14,100 円</u>	<u>20,600 円</u>	
			または <u>3,600 円</u> ／時間	または <u>3,600 円</u> ／時間	または <u>4,600 円</u> ／時間	
	サブアリーナ	平日	<u>3,900 円</u>	<u>3,900 円</u>	<u>5,800 円</u>	《現行どおり》
			または <u>1,000 円</u> ／時間	または <u>1,000 円</u> ／時間	または <u>1,300 円</u> ／時間	

改正前

別添 2-2

別表第 2 (第 13 条第 2 項、第 15 条第 2 項関係)

(1)～(2) 《省略》

(3) テニスコート

区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日および祝日
午前 7 時から午前 9 時まで	<u>2 5 0 円</u>	《省略》
午前 9 時から午後 5 時まで	《省略》	<u>7 5 0 円</u>
午後 5 時から午後 9 時まで	<u>7 5 0 円</u>	<u>1, 1 5 0 円</u>
《省略》	《省略》	
《省略》		

(4) 草津グリーンスタジアム

区分		使用料	
		平日	土曜日、日曜日および祝日
午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで		<u>7, 0 0 0 円</u> または <u>2, 0 0 0 円</u> ／時間	<u>1 0, 5 0 0 円</u> または <u>3, 0 0 0 円</u> ／時間
午後 1 時から午後 5 時まで		<u>8, 0 0 0 円</u> または <u>2, 0 0 0 円</u> ／時間	<u>1 2, 0 0 0 円</u> または <u>3, 0 0 0 円</u> ／時間
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《省略》		《省略》	
《省略》			

(5)～(10) 《省略》

(11) くさつシティアリーナ

ア 施設使用料

区分			午前	午後	夜間	備考
			9 時から 1 3 時まで	1 3 時から 1 7 時まで	1 7 時から 2 1 時 3 0 分まで	
専用使用	メインアリーナ	平日	<u>9, 1 0 0 円</u>	<u>9, 1 0 0 円</u>	<u>1 3, 3 0 0 円</u>	《省略》
			または <u>2, 3 0 0 円</u> ／時間	または <u>2, 3 0 0 円</u> ／時間	または <u>3, 0 0 0 円</u> ／時間	
		土曜日・日曜日・祝日	<u>1 3, 7 0 0 円</u>	<u>1 3, 7 0 0 円</u>	<u>2 0, 0 0 0 円</u>	
			または <u>3, 5 0 0 円</u> ／時間	または <u>3, 5 0 0 円</u> ／時間	または <u>4, 5 0 0 円</u> ／時間	
	サブアリーナ	平日	<u>3, 8 0 0 円</u>	<u>3, 8 0 0 円</u>	<u>5, 6 0 0 円</u>	《省略》
			または 1, 0 0 0 円／時間	または 1, 0 0 0 円／時間	または 1, 3 0 0 円／時間	

改正後

	土曜	5, 9 0 0 円	5, 9 0 0 円	8, 6 0 0 円	
	日・日曜	または1, 5	または1, 5	または2, 0	
	日・祝日	0 0 円／時間	0 0 円／時間	0 0 円／時間	
	多目的室	2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円	3, 2 0 0 円	
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》			

備考 《現行どおり》

イ 冷暖房使用料および電灯使用料

区分		午前	午後	夜間
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時30分まで
冷暖房使用料	メインアリーナ (2階観客席含む。)	61, 200円または 7, 700円／30分	61, 200円または 7, 700円／30分	68, 800円または 7, 700円／30分
	メインアリーナ (2階観客席除く。)	30, 600円または 3, 900円／30分	30, 600円または 3, 900円／30分	34, 400円または 3, 900円／30分
	メインアリーナ (2階観客席に限る。)	30, 600円または 3, 900円／30分	30, 600円または 3, 900円／30分	34, 400円または 3, 900円／30分
	サブアリーナ	15, 300円または 2, 000円／30分	15, 300円または 2, 000円／30分	17, 200円または 2, 000円／30分
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		

備考 《現行どおり》

改正前

	土曜 日・日曜 日・祝日	<u>5, 7 0 0 円</u> または1, 5 0 0 円／時間	<u>5, 7 0 0 円</u> または1, 5 0 0 円／時間	<u>8, 4 0 0 円</u> または <u>1, 9</u> 0 0 円／時間	
	多目的室	<u>2, 1 0 0 円</u>	<u>2, 1 0 0 円</u>	<u>3, 1 0 0 円</u>	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	
	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
《省略》	《省略》	《省略》			

備考 《省略》

イ 冷暖房使用料および電灯使用料

区分		午前 9時から13時まで	午後 13時から17時まで	夜間 17時から21時30分まで
冷暖房 使用料	メインアリーナ (2階観客席含む。)	<u>5 6, 0 0 0 円</u> または <u>7, 0 0 0 円</u> ／30分	<u>5 6, 0 0 0 円</u> または <u>7, 0 0 0 円</u> ／30分	<u>6 3, 0 0 0 円</u> または <u>7, 0 0 0 円</u> ／30分
	メインアリーナ (2階観客席除く。)	<u>2 8, 0 0 0 円</u> または <u>3, 5 0 0 円</u> ／30分	<u>2 8, 0 0 0 円</u> または <u>3, 5 0 0 円</u> ／30分	<u>3 1, 5 0 0 円</u> または <u>3, 5 0 0 円</u> ／30分
	メインアリーナ (2階観客席に限る。)	<u>2 8, 0 0 0 円</u> または <u>3, 5 0 0 円</u> ／30分	<u>2 8, 0 0 0 円</u> または <u>3, 5 0 0 円</u> ／30分	<u>3 1, 5 0 0 円</u> または <u>3, 5 0 0 円</u> ／30分
	サブアリーナ	<u>1 4, 4 0 0 円</u> または <u>1, 8 0 0 円</u> ／30分	<u>1 4, 4 0 0 円</u> または <u>1, 8 0 0 円</u> ／30分	<u>1 6, 2 0 0 円</u> または <u>1, 8 0 0 円</u> ／30分
《省略》	《省略》	《省略》		

備考 《省略》

議第46号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（学習者用端末（小学校 iPad））
取得価格	439,999,252円
取得の相手方	大津市におの浜三丁目4番34号 株式会社ウチダビジネスソリューションズ 代表取締役 高田 保

議第47号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（学習者用端末（中学校 Windows 端末））
取得価格	206,429,740円
取得の相手方	東近江市五個荘築瀬町11番3号 藤野商事株式会社 代表取締役 藤 野 滋